

○国土交通省告示第二百四十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十一条第一項の規定に基づき、主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十一条第一項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからハまでのいずれかに該当すること。
- イ 床面積が三十平方メートル以内の居室（寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するものを除く。以下同じ。）であること。
- ロ 避難階の居室で、当該居室の各部分から当該階における屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下のものであること。
- ハ 避難階の直上階又は直下階の居室で、当該居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第二百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口の一に至る歩行距離が二十メートル以下のものであること。

二 令第一百十条の五に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第八十一号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。